

# 鋼船規則

## 鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び  
船体艤装

鋼船規則 CS 編  
鋼船規則検査要領 CS 編

2009 年 第 2 回 一部改正  
2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 34 号 / 達 第 53 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

# ClassNK

財団法人 日本海事協会

# 鋼船規則

規  
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

**2009 年 第 2 回 一部改正**

2009 年 10 月 30 日 規則 第 34 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2009年10月30日 規則第34号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艙装

### 改正その1

#### 1章 通則

##### 1.1 適用及び同等効力

1.1.1-4.を次のように改める。

##### 1.1.1 適用

-4. ~~国際航海に従事し、かつ、~~総トン数が500トン以上の船舶にあっては、C編33章の規定にもよらなければならない。

#### 4章 区画

##### 4.1 一般

4.1.1を次のように改める。

##### 4.1.1 適用

本章の規定は、~~国際航海に従事する~~総トン数500トン以上であって、乾舷用長さ ( $L_f$ ) が80m以上の貨物船船舶に適用する。ただし、本編24章の適用を受けるタンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船並びに本会が特に認めた船舶は除く。

## 附 則（改正その1）

1. この規則は、2009年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## 改正その2

### 21章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，玄側諸口，丸窓，角窓，通風口 及び歩路

21.9 として次の1節を加える。

#### **21.9 乗降設備**

##### **21.9.1 一般**

総トン数 500 トン以上の船舶には，本会が特に認める場合を除き，停泊中及び停泊に関連する作業時に使用する適当な乗降設備を備えなければならない。

### 23章 艀装

23.3 として次の1節を加える。

#### **23.3 非常用曳航手順書**

##### **23.3.1 一般**

-1. 総トン数 500 トン以上の船舶には，非常時の曳航のための手順を記述した非常用曳航手順書を備え付けなければならない。

-2. 前-1.の手順は，個々の船舶に備え付けられている設備及び装備を利用するものとして作成されなければならない。また，手順書は以下の事項を含むものとしなければならない。

- (1) 非常時の曳航方法を示す図（船首から曳航する場合及び船尾から曳航する場合）
- (2) 非常時において曳航に使用できる船上装備品の一覧
- (3) 通信のための手段及びその方法
- (4) 非常時において曳航の準備及び実施を円滑にするための手順例

## 附 則（改正その2）

1. この規則は、2010年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

---

# 鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

要  
領

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009年10月30日 達 第53号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

### CS1 通則

#### CS1.1適用及び同等効力

CS1.1.1 を次のように改める。

##### CS1.1.1 適用

-1. *Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(10)は省略)

(11) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、C23.9 の規定に適合する必要はない。

(12) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する必要はない。

~~(13)~~ 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2. を適用する必要はない。

~~(14)~~ 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 35.2 及び CS 編 26.2 を適用する必要はない。

~~(15)~~ (省略)

-2. *Smooth Water Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(12)は省略)

(13) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、C23.9 の規定に適合する必要はない。

(14) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する必要はない。

~~(15)~~ 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2. を適用する必要はない。

~~(16)~~ 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 35.2 及び CS 編 26.2 を適用する必要はない。

~~(17)~~ (省略)

-3. *Restricted Greater Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

(1) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、C23.9 の規定に適合する必要はない。

(2) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する必要はない。

~~(3)~~ 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.

を適用する必要はない。

(24) (省略)

-4. 国際航海に従事しない船舶については、前-1.から-3.に該当しない場合であっても、当該船舶の航海の態様等を考慮して本会が適当と認める場合、規則 C 編 34.2 を適用する必要はない。

-5. 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 34.2.2 及び C25.2.1-2.を適用する必要はない。

-6. 国際航海に従事しないばら積貨物船にあつては、規則 C 編 35.2 を適用する必要はない。

-7. 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 CS 編 23.2 及び規則 C 編 27.2 を適用する必要はない。

-8. 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、C23.9 の規定に適合する必要はない。

-9. 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する必要はない。

-~~8~~10. 規則 CS 編 1.1.1-5.の適用上、規則 C 編 31A.1.2-1.(2)に規定するばら積貨物船であつて総トン数 500 トン以上のものにあつては、規則 C 編 31A.6.1-3.及び 34.2.1-3.並びに C25.2.1-2.を適用すること。この場合、 $L_f$ が 65 m 未満の船舶への適用にあつては、C31A.1.2 中の「ローディングマニュアル」を「規則 U 編 1.2.1-1.で要求される復原性資料」と読み替えること。また、規則 C 編 34.2.1-3.を適用する必要はない。

## 付録1 検査要領 C 編の準用

表 CS 中, 「[注 24]」から「[注 28]」をそれぞれ「[注 25]」から「[注 29]」に改める。

表 CS ‘注’ 中, 「[注 24]」から「[注 28]」をそれぞれ「[注 25]」から「[注 29]」に改める。

表 CS 中,

「

21.8.1	C23.8.1[注 23]
--------	---------------

」

の下に

「

<u>21.9.1</u>	<u>C23.9.1[注 24]</u>
---------------	----------------------

」

を加える。

表 CS ‘注’ に[注 24]として次の 1 文を加える。

[注 24] C23.9.1 中, 規則 C 編 23.9.1 は規則 CS 編 21.9.1 と読替える。

### 附 則

1. この達は, 2010 年 1 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1% のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については, この達による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。